

売木村公共施設等総合管理計画



平成29年3月

売 木 村

売木村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
4 計画期間	2
第2章 売木村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
2 財政状況	9
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	13
2 インフラ施設の状況	16
3 将来の更新費用の推計（総務省監修ソフト活用）	17
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	26
2 現状や課題に関する基本認識	27
3 公共施設等の管理の基本目標	28
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	29
5 フォローアップの実施方針	31
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 公共建築物の施設類型ごとの方向性	32
2 インフラ施設の施設類型ごとの方向性	43

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

全国的に公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。国は国土強靱化を図るべく平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、その流れにより総務省が平成26年4月に各地方公共団体に対し「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

売木村においても多様な行政需要や住民ニーズの高まりにより、公共施設等を多く建設してきましたが、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

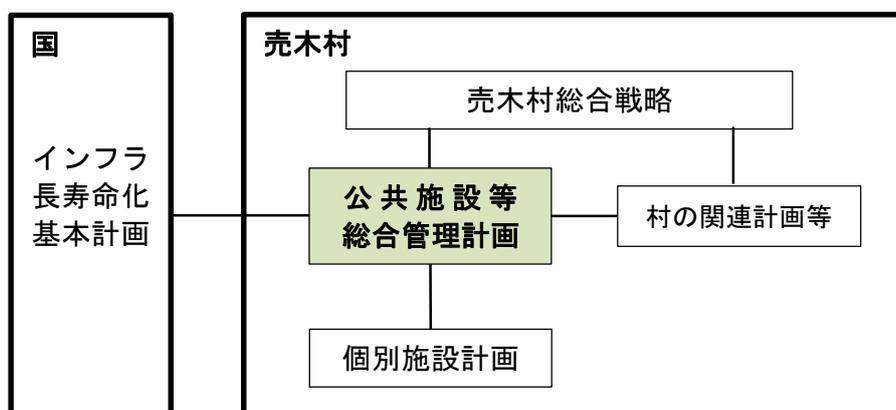
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、売木村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の最適な配置を実現するために、長期的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントをしていくための基本的な方針を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

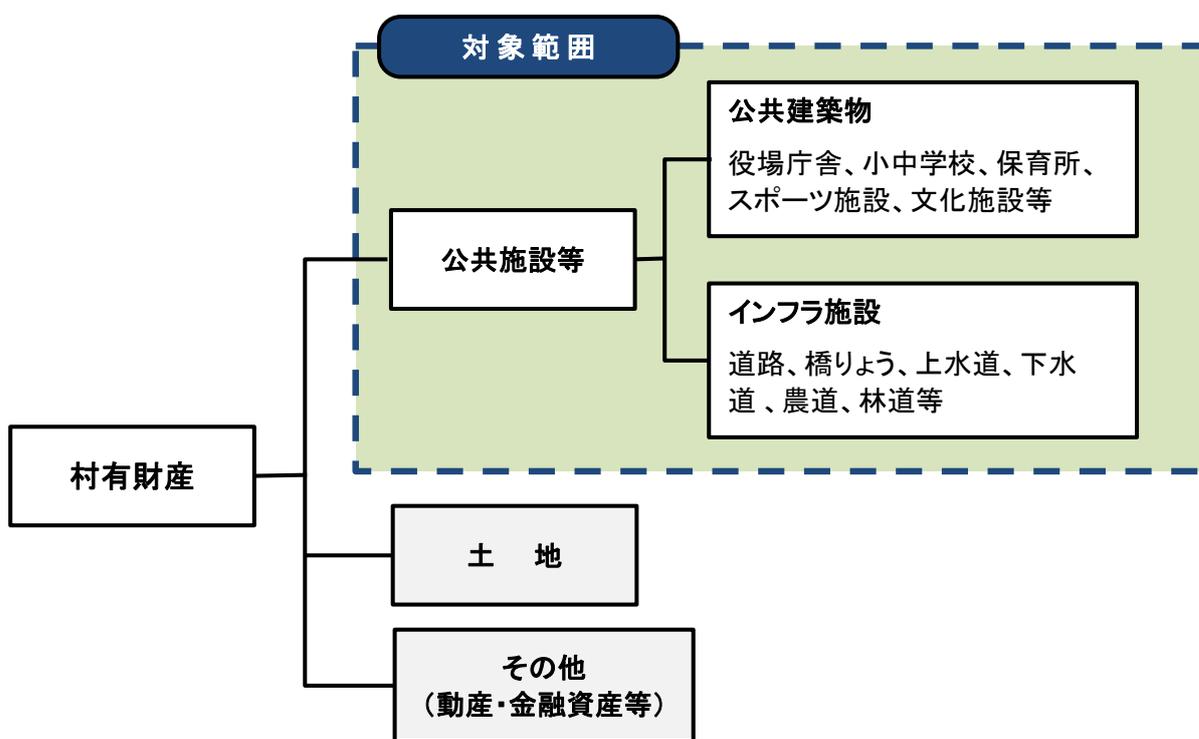
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する役場庁舎、小中学校、保育所、スポーツ施設、文化施設等の公共建築物や道路、橋りょう、上水道、下水道、農道、林道等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



4 計画期間

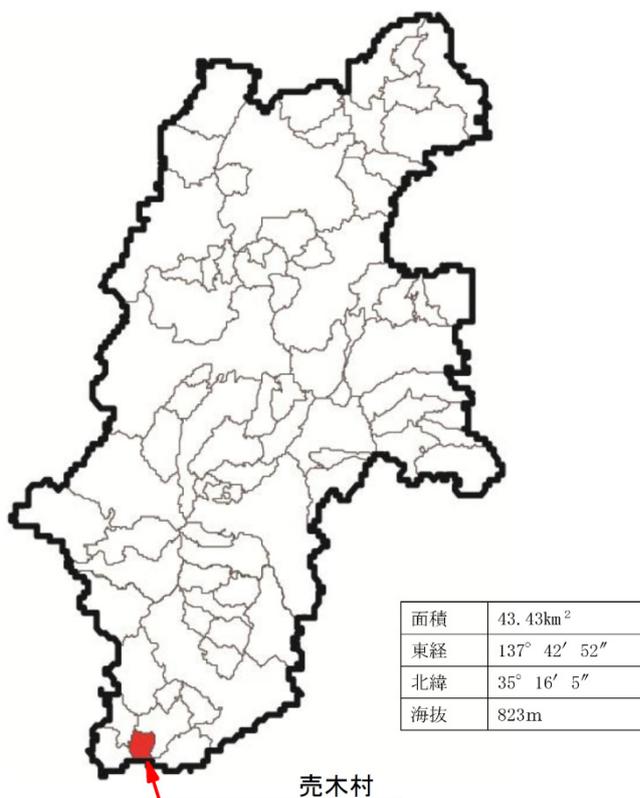
本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、更新を迎える平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間を見通しつつ、向こう 20 年間（平成 29 年度～平成 48 年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。

第2章 売木村について

1 概況

本村は、信州最南端の一つで、東と北は阿南町、西は根羽村・平谷村、南は愛知県豊根村に隣接し、愛知県最高峰の茶臼山北麓に位置します。標高 1000～1300メートルの山々と、売木峠、平谷峠、新野峠など4つの峠に囲まれた盆地で形成されており、中心集落の標高は約 800m、村面積（43.43 km²）の 88%を森林が占めています。

また、天竜奥三河国定公園の中心をなす茶臼山高原をはじめ豊かな自然が村の特徴であり、中京圏からの別荘地として注目を浴びています。平成に入ってから天然温泉「こまどりの湯」、南信州広域公園「うるぎ星の森オートキャンプ場」などがオープンして人気を集めています。



2 沿革

売木村の起源は、古くは茶臼山の東側に先土器文化があり、縄文時代や弥生時代の暮らしぶりを示す遺跡も数多く確認されています。

豊かな自然が売木の特徴で、恵まれた森林資源を背景に、江戸時代にはろくろで椀や盆などがつくられ、村人たちは米の代わりに「くれ木」を年貢として納め、昭和初期までは炭焼きなども盛んでした。

明治22年（1889年）4月1日町村制の施行により、和合村、売木村の区域をもって豊村が発足し、昭和23年（1948年）7月1日豊村から分村独立し、大字売木の区域が現在の売木村になりました。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

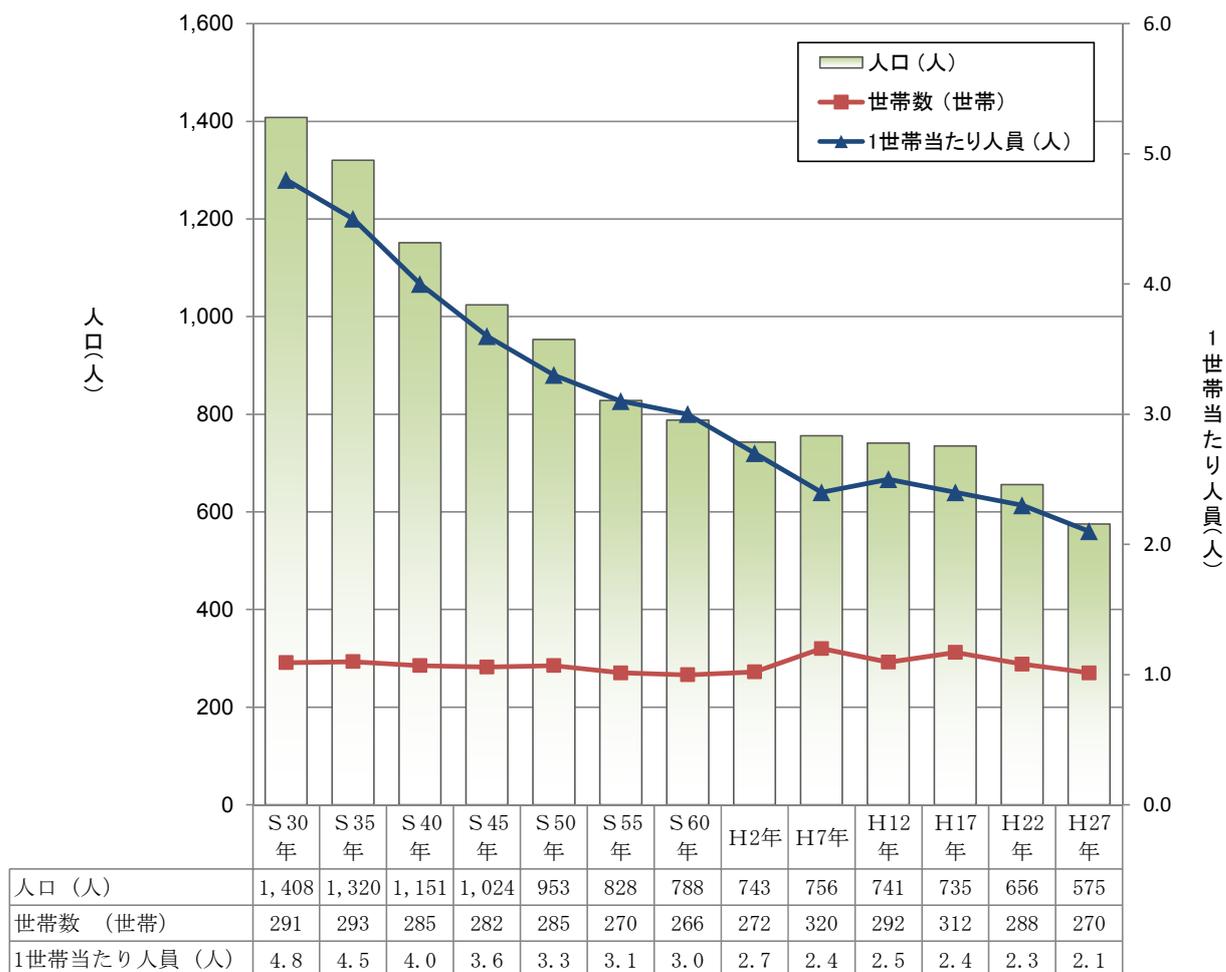
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和30年の人口は、1,408人で以降昭和55年にかけて著しく減少し、その後減少速度は一時ゆるくなったものの再び加速し、平成27年には575人と60年間で833人、率で59.2%減少しています。

世帯数は、昭和30年の291世帯に対し、平成27年は270世帯でほぼ横ばい状態を維持しています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30年の4.8人から年々減少し、平成27年には2.1人となっており、高齢者数の増加による夫婦のみ世帯や単身世帯の増加による小世帯化の進行が窺えます。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



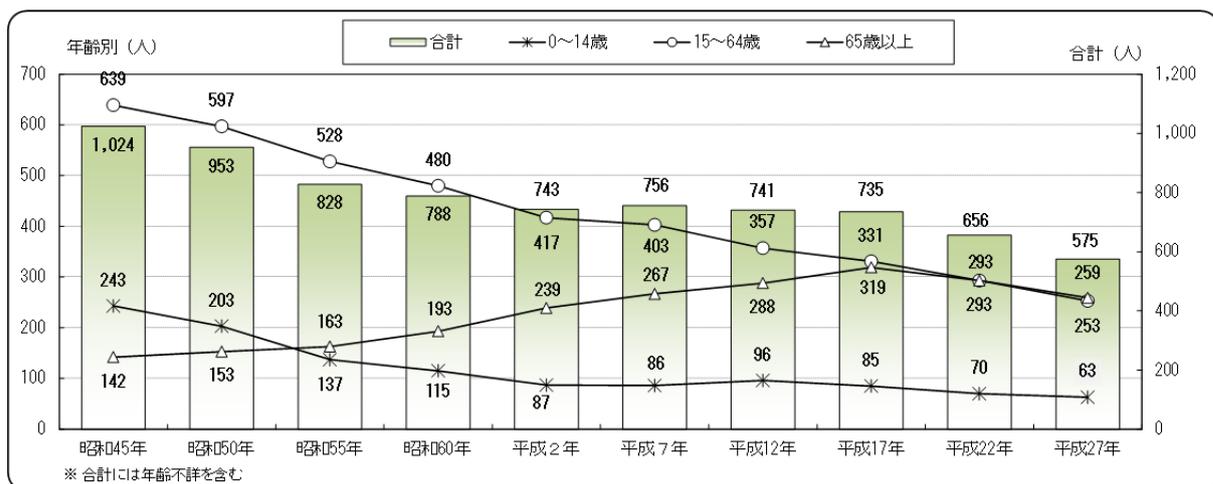
(2) 年齢階層別人口

平成7年から平成27年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は、20年間で23人(26.7%)、生産年齢人口(15～64歳)も20年間で150人(37.2%)減少しています。老年人口(65歳以上)は、増加傾向にありましたが、平成17年をピークに減少に転じ、20年間で8人(3.0%)減少しています。

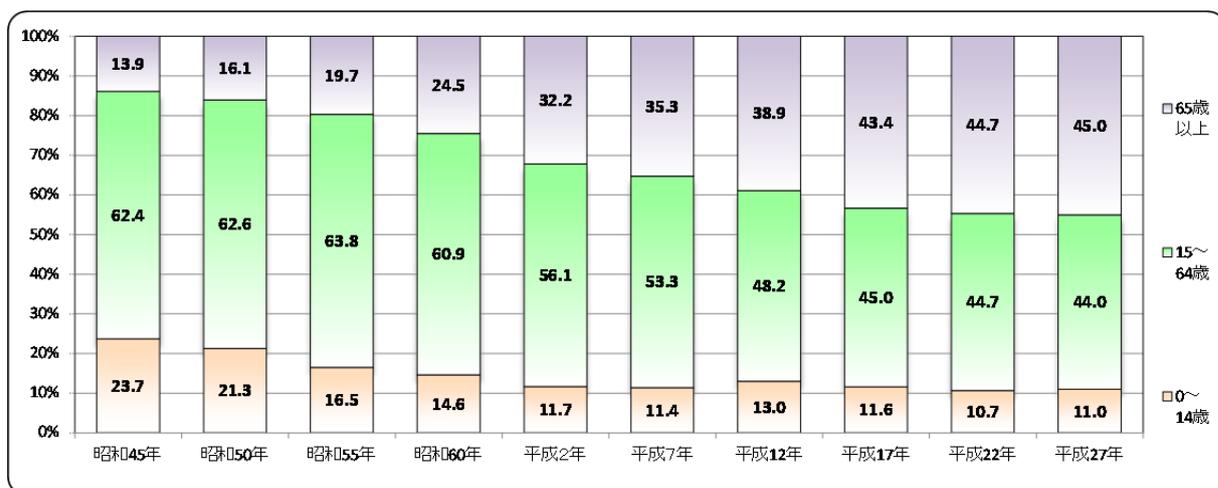
平成27年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が11.0%、生産年齢人口が44.0%、老年人口が45.0%となっており、老年人口比は全国平均(26.6%)や長野県平均(30.1%)を大きく上回っています。

年齢構成指数(図表3-5)では、平成7年から平成27年までの20年間で年少人口指数は3.6%の増加、老年人口指数は36.1%の増加となっています。老年化指数については平成7年の310.5%に対し、平成27年には100.6ポイント増加の411.1%と高い値を示しています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移

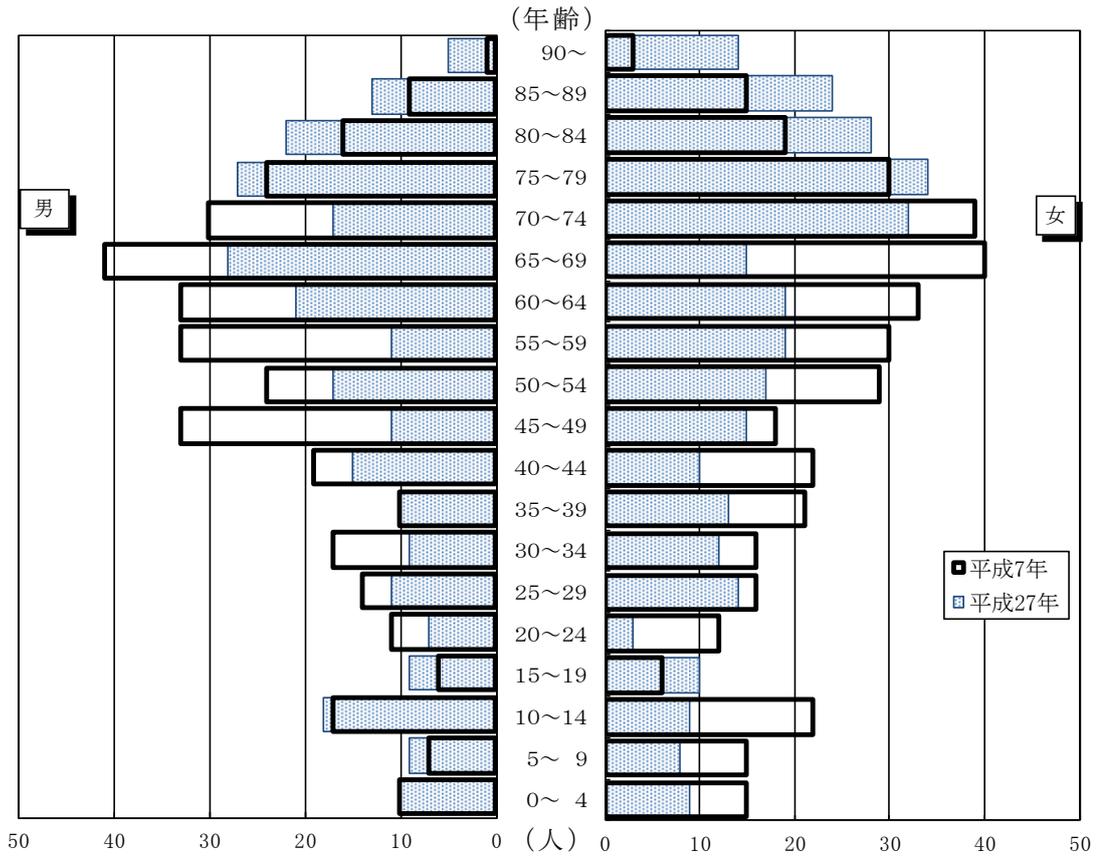


◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表 3-4 年齢・性別人口



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移 (単位:%)

	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
	指数	指数	指数	指数
平成7年	21.3	66.3	87.6	310.5
平成12年	26.9	80.7	107.6	300.0
平成17年	25.7	96.4	122.1	375.3
平成22年	23.9	100.0	123.9	418.6
平成27年	24.9	102.4	127.3	411.1

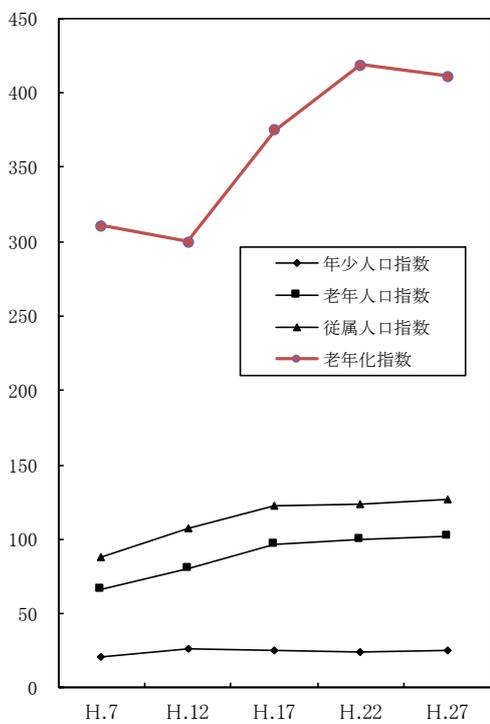
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移 (%)



(3) 将来人口

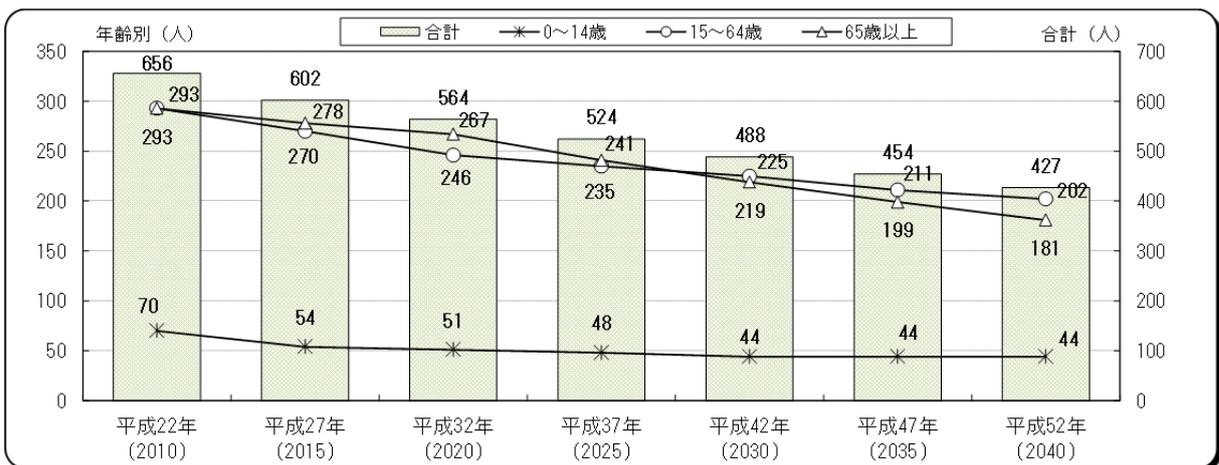
国立社会保障・人口問題研究所の推計（H25.3 推計）による、本村の 25 年後の平成 52 年（2040 年）の総人口は 427 人で、平成 22 年に対し 229 人（34.9%）減少することが予想されています。

年齢階層別にみると、各年齢層とも下降傾向となっており、年少人口（0～14 歳）は 44 人、生産年齢人口（15～64 歳）は 202 人、老年人口（65 歳以上）は 181 人に減少することが見込まれています。（図表 3-7）

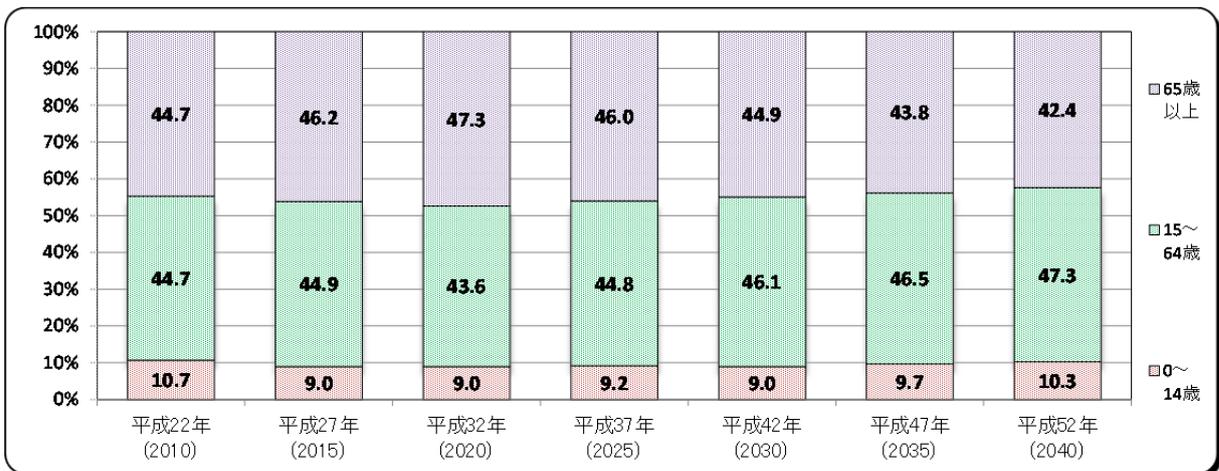
人口構成比では、生産年齢人口と老年人口はほぼ同率で維持し、平成 52 年の割合はそれぞれ 47.3%、42.4%で、僅かに老年人口が下回ります。年少人口は、10.3%となっています。（図表 3-8）

なお、「売木村人口ビジョン」の平成 52 年（2040 年）の将来展望人口は 455 人と展望しています。（図表 3-9、3-10）

◆ 図表 3-7 年齢階層別人口の推計

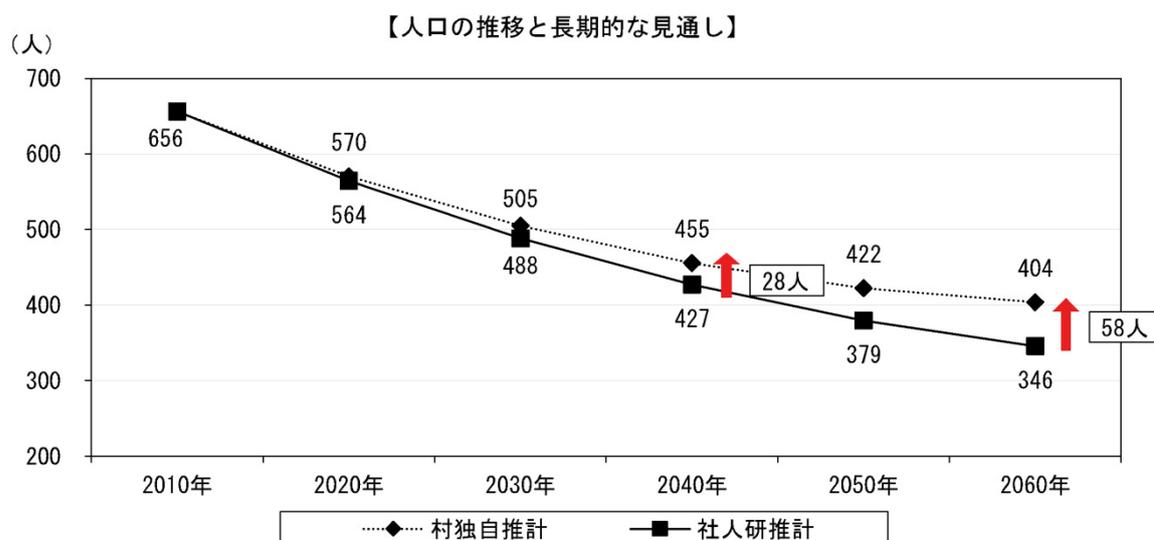


◆ 図表 3-8 年齢階層別人口推計の構成比



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 3-9 総人口の将来推計と将来展望（売木村人口ビジョン）



◆ 図表 3-10 年齢階層別人口の将来推計と将来展望（売木村人口ビジョン）

【年齢3区分別の人口推計（村独自推計）】

区分	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
年少人口 (0～14歳)	70 10.7%	57 10.0%	57 11.4%	59 13.1%	53 12.4%	49 12.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	293 44.7%	246 43.1%	229 45.3%	215 47.2%	229 54.3%	209 51.8%
老年人口 (65歳以上)	293 44.7%	267 46.9%	219 43.3%	181 39.7%	140 33.2%	146 36.2%
総人口	656	570	505	455	422	404

※上段は推計人口、下段は各年の構成比。

【年齢3区分別の人口推計（社人研推計）】

区分	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
年少人口 (0～14歳)	70 10.7%	51 9.0%	44 9.0%	44 10.3%	36 9.4%	29 8.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	293 44.7%	246 43.6%	225 46.1%	202 47.3%	204 53.8%	173 50.0%
老年人口 (65歳以上)	293 44.7%	267 47.3%	219 44.9%	181 42.4%	140 36.8%	143 41.4%
総人口	656	564	488	427	379	346

※上段は推計人口、下段は各年の構成比。

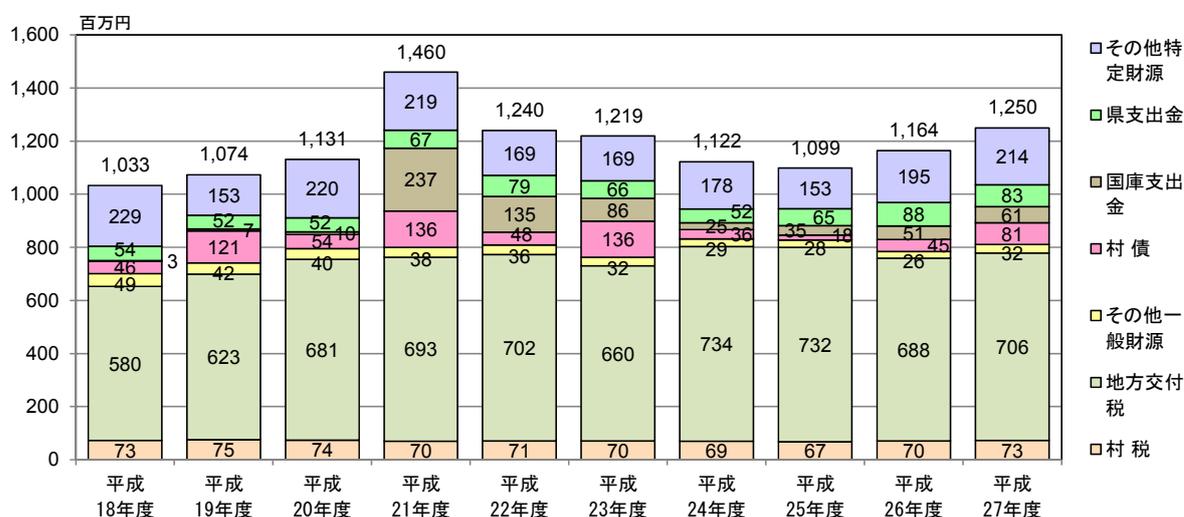
2 財政状況

(1) 歳入の状況

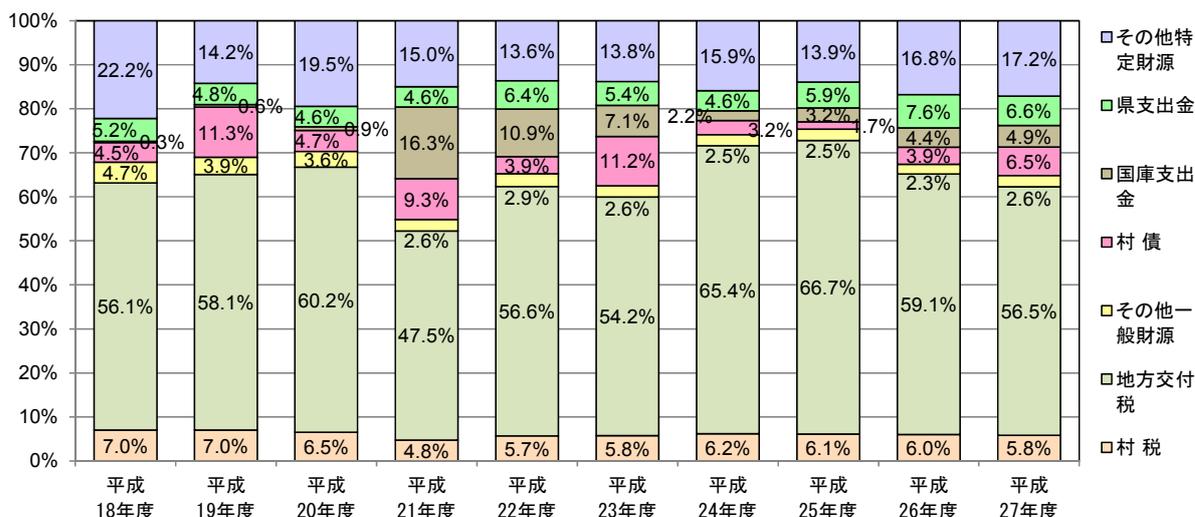
平成27年度における歳入総額は12.5億円となっており、前年度と比べて7.4%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね0.7億円前後でほぼ横ばいであり、平成27年度の村税収入は0.73億円で、歳入に占める村税の割合は5.8%となっています。今後、高齢化が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村税の増収は期待できない状況にあります。一方、地方交付税は、平成22年度以降概ね7億円前後であり、平成27年度で歳入全体の56.5%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆ 図表 3-11 歳入決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-12 歳入決算額構成比の推移(普通会計)

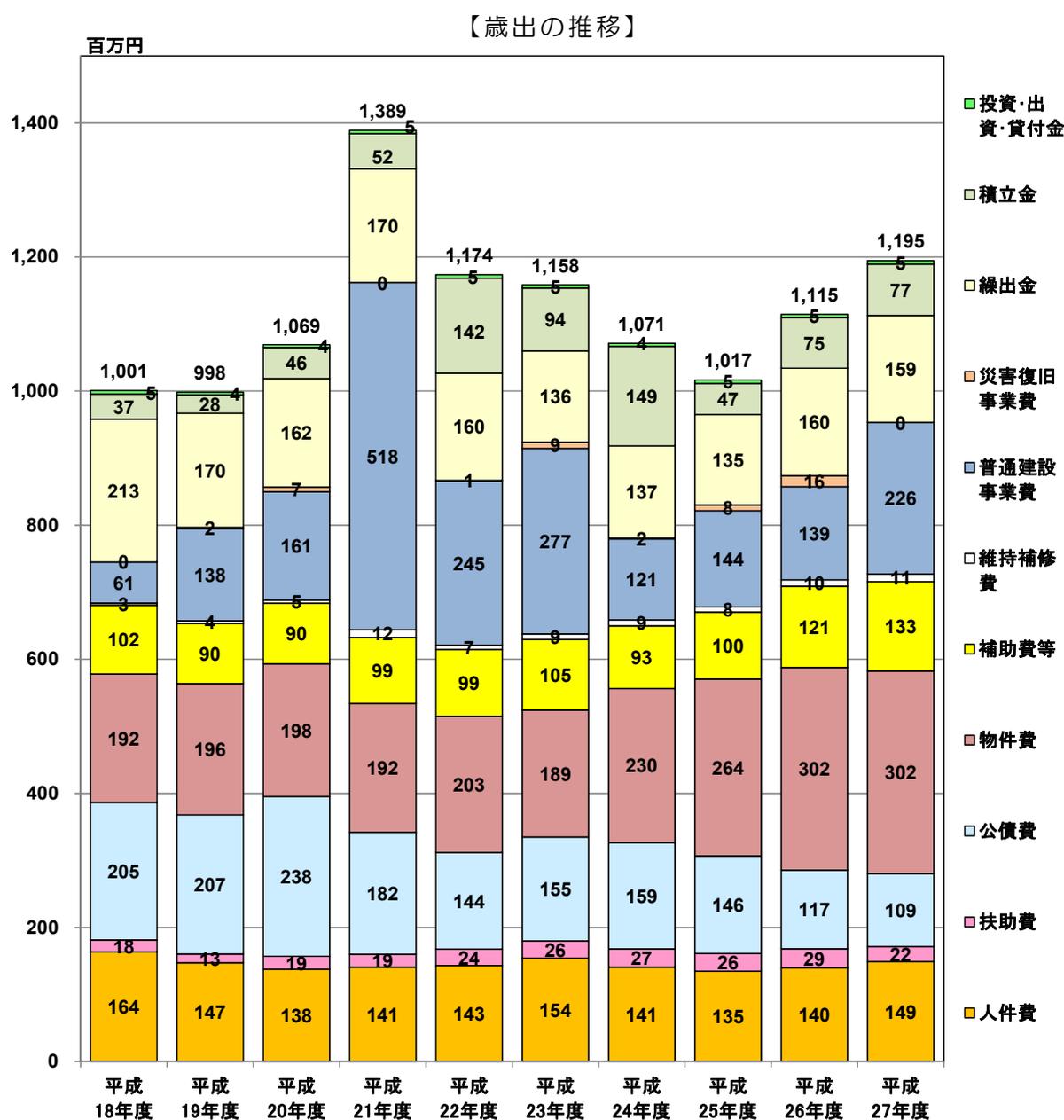


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費に含まれる人件費はほぼ横ばい、公債費は減少傾向にあります。社会保障関係の扶助費は、平成 27 年度には約 0.22 億円となっており、今後は高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。経常的経費の物件費が増加傾向にあり、10 年間で 1.1 億円の増加となっています。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、平成 18 年度以降、突出している平成 21 年度を除き、概ね 0.6 億円～2.8 億円前後で推移しており、今後更新時期を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◆ 図表 3-13 歳出決算額の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆ 図表 3-14 財政指標

区 分	単位：%							
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
経常収支比率	74.4	71.5	72.9	79.2	76.5	76.8	79.3	73.7
実質公債費比率	20.7	17.4	15.7	16.0	15.0	13.8	12.2	10.5
将来負担比率	93.1	71.4	14.6	—	—	—	—	—

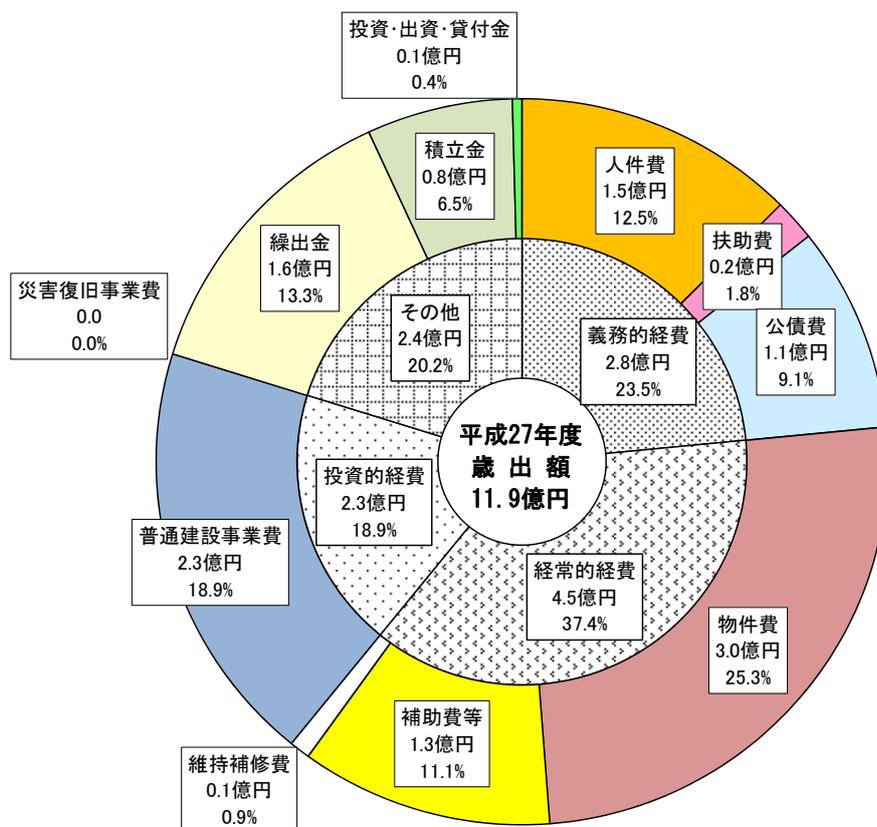
※「—」は、数値なし

(3) 歳出決算額の性質別内訳

平成 27 年度の歳出総額は 11.9 億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は 2.8 億円、義務的経費に物件費などの経常的経費を加えた額では 7.3 億円となっています。また、普通建設事業費等の投資的経費は 2.3 億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、物件費が一番大きく 25.3%、普通建設事業費 18.9%、繰出金 13.3%、人件費 12.5%、補助費等 11.1%、公債費 9.1%、積立金 6.5%等の順となっています。

◆ 図表 3-15 平成 27 年度歳出決算額の性質別内訳



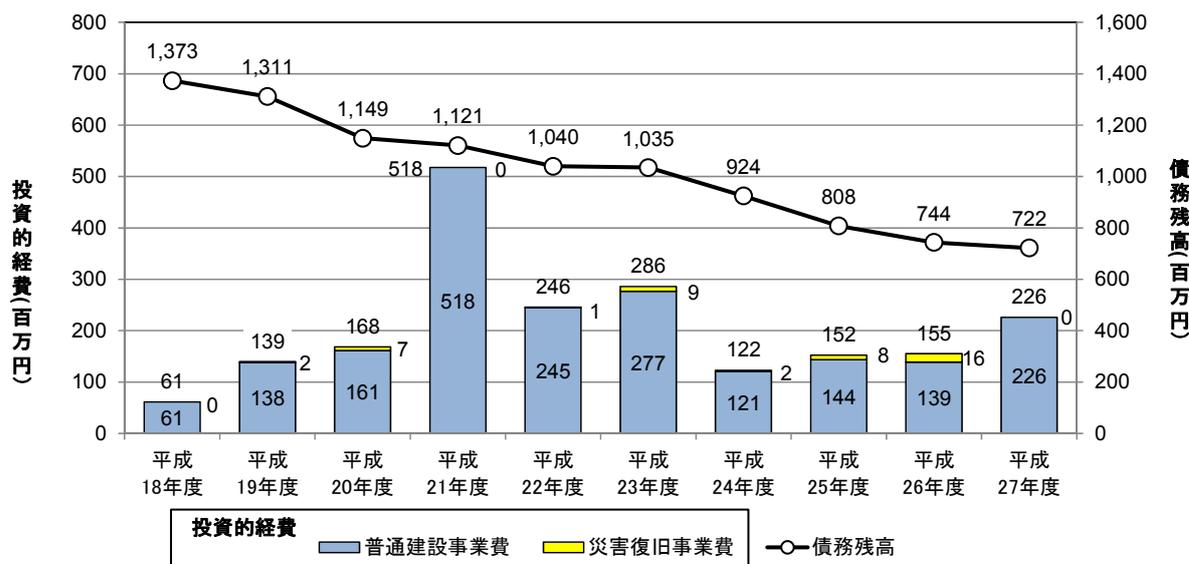
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、平成 18 年度から平成 27 年度にかけて年度によって増減があり、突出している平成 21 年度を除き、概ね 0.6～2.8 億円の間で推移しています。平成 27 年度の投資的経費は約 2.3 億円で前年と比べて約 0.7 億円増加しています。

村の借金にあたる債務残高は、平成 18 年度は約 14 億円でしたが、平成 27 年度は約 7 億円と 2 分の 1 程度まで圧縮しています。

◆ 図表 3-16 投資的経費と地方債残高の推移



3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費についてはほぼ一定で推移し、公債費は減少傾向にあるものの、物件費・補助費は増加傾向にあり、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と有効利用等により、直近 5 年分の投資的経費の財源確保を図るとともに、資材支給事業など村独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

（1）公共建築物の保有状況

本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」（以下、総務省監修ソフトという。）の分類表を基本に整理しています。

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は25,672.45㎡であり、その内訳は、学校教育施設が20.0%と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が19.6%、公営住宅が15.6%と続き、この3分類で全体の5割以上を占めていることがわかります。

また、村民一人当たりでは44.65㎡*となっています。

*一人当たりの面積は、平成27年国勢調査人口を使用

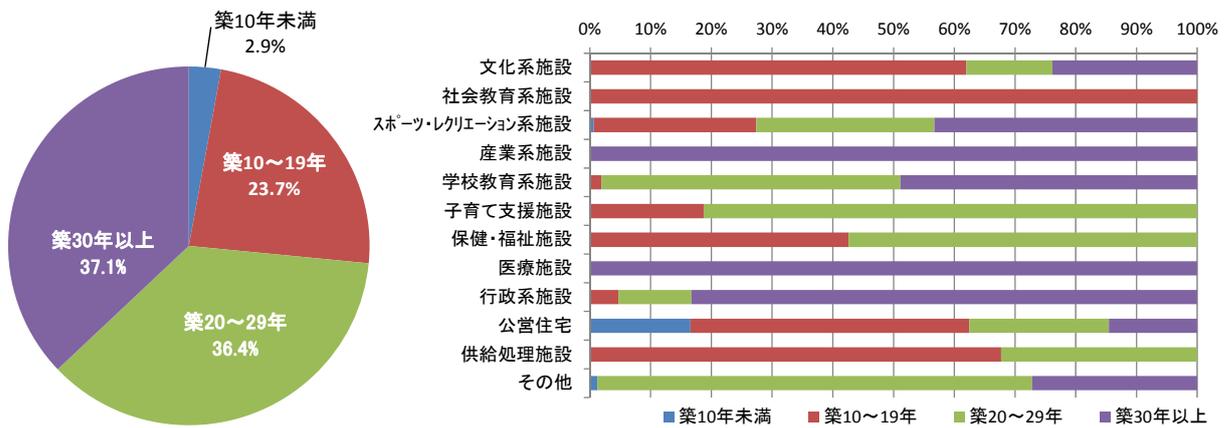
◆ 図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	施設数	延床面積（㎡）	割合
文化系施設	集会施設	6	702.98	2.7%
	文化施設	2	1,568.10	6.1%
社会教育系施設	博物館等	1	230.01	0.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	520.83	2.0%
	レクリエーション施設・観光施設	10	4,514.47	17.6%
産業系施設	産業系施設	2	991.18	3.9%
学校教育系施設	学校	2	5,144.78	20.0%
	その他教育系施設	1	716.62	2.8%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1	356.92	1.4%
	幼児・児童施設	1	82.37	0.3%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	1,415.56	5.5%
医療施設	医療施設	1	203.04	0.8%
行政系施設	庁舎等	1	1,364.73	5.3%
	消防施設	4	220.13	0.9%
	その他行政系施設	1	6.62	0.0%
公営住宅	公営住宅	37	3,999.24	15.6%
供給処理施設	供給処理施設	4	579.17	2.3%
その他	その他	17	3,055.70	11.9%
合 計		94	25,672.45	100.0%

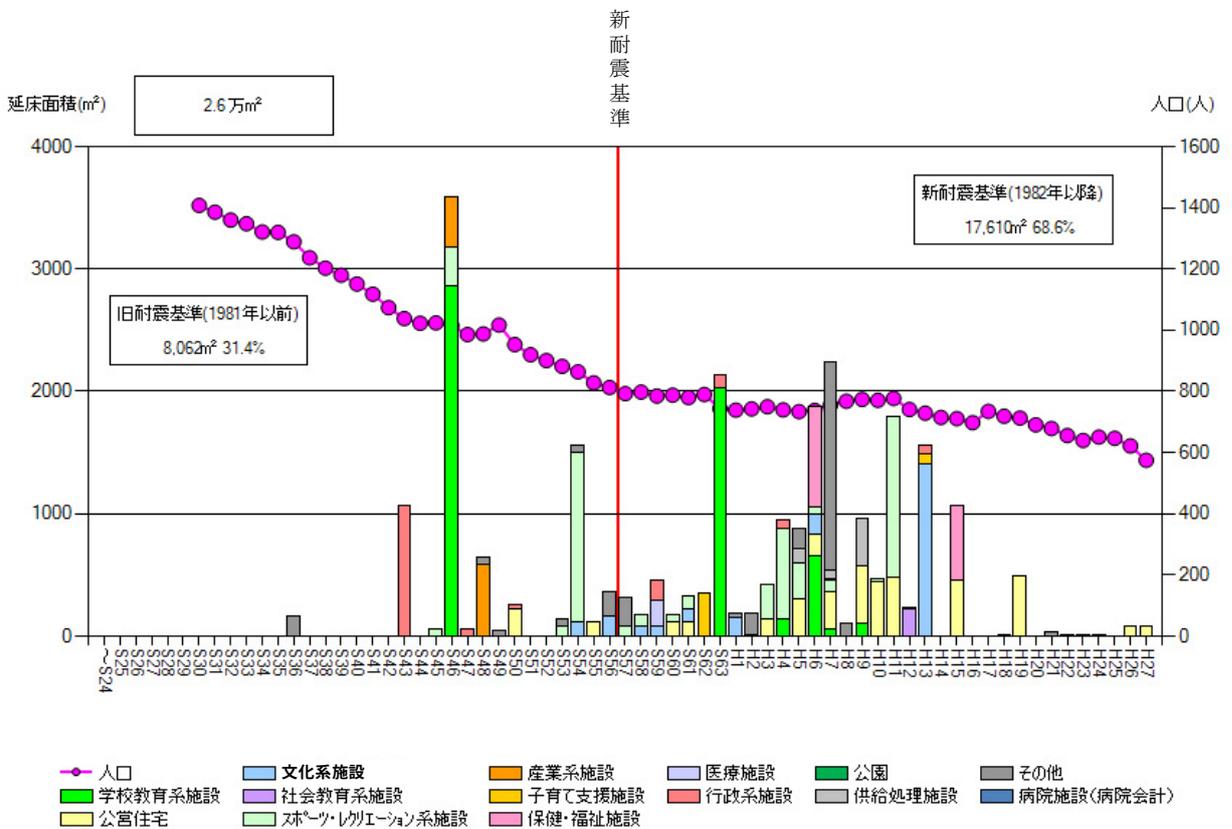
(2) 築年別整備状況

昭和 61 年以前に建設され、すでに 30 年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の 37.1%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 73.5% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-2 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-3 建築年次別延べ床面積の状況

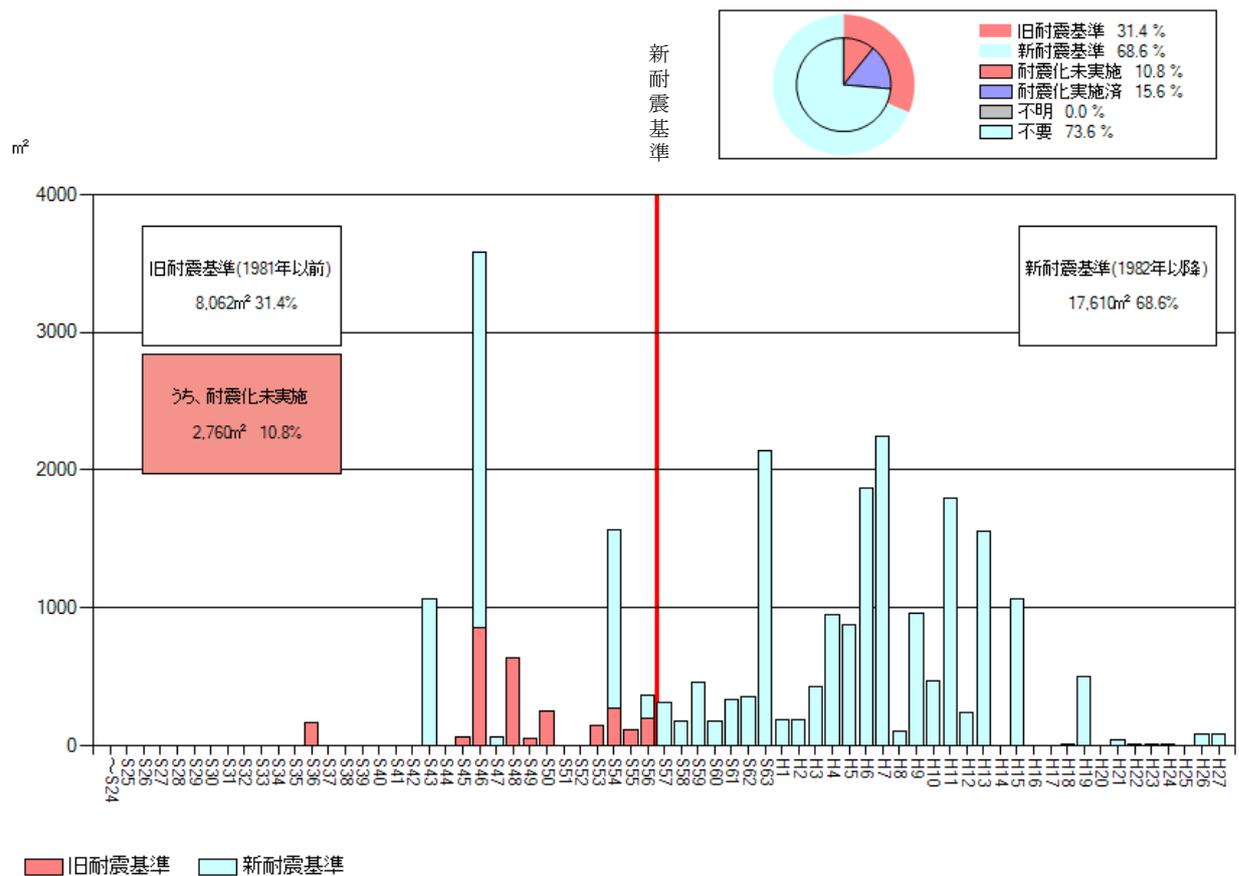


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の68.6%が新耐震基準による整備、残りの31.4%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震化が実施済の施設が15.6%となっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-4 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 52km、橋りょうが 52 橋、上水道管路延長が 30.0km、下水道管路延長が 14.0km などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆図表 4-5 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	52,037m
	1 級村道延長	3,444m
	2 級村道延長	11,133m
	その他村道延長	37,460m
橋りょう	橋りょう数	52 橋
上水道	管路総延長	29,994m
	導水管	719m
	送水管	47m
	配水管	29,228m
	水源池	3 箇所
	浄水場	2 箇所
	配水池	2 箇所
下水道	管路総延長	14,090m
	処理場	1 施設
	マンホールポンプ場	5 箇所
農林業施設	農道延長	4,668m
	農道橋りょう数	2 橋
	林道延長	5,429m
	林道橋りょう数	2 橋

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

3 将来の更新費用の推計（総務省監修ソフト活用）

（1）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用の推計は、総務省監修ソフトを活用し、今後 40 年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については一般財団法人地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】大規模改修：建設後 30 年（改修期間を 2 年）

建 替 え：建設後 60 年（建替え期間を 3 年）

積 み 残 し：建設時より 31 年以上 50 年経過は、今後 10 年間で均等に行い、51 年以上経過は、60 年を経た年度に行うと仮定します。60 年以上経過は、今後 5 年間で均等に更新すると仮定します

【道 路】15 年で舗装部分の更新（打換え）

・舗装の耐用年数 10 年、舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年と仮定します。

【橋りょう】60 年で架け替（法定耐用年数 60 年）

【上水道管】40 年で更新（法定耐用年数 40 年）

【下水道管】50 年で更新（法定耐用年数 50 年）

◆更新単価

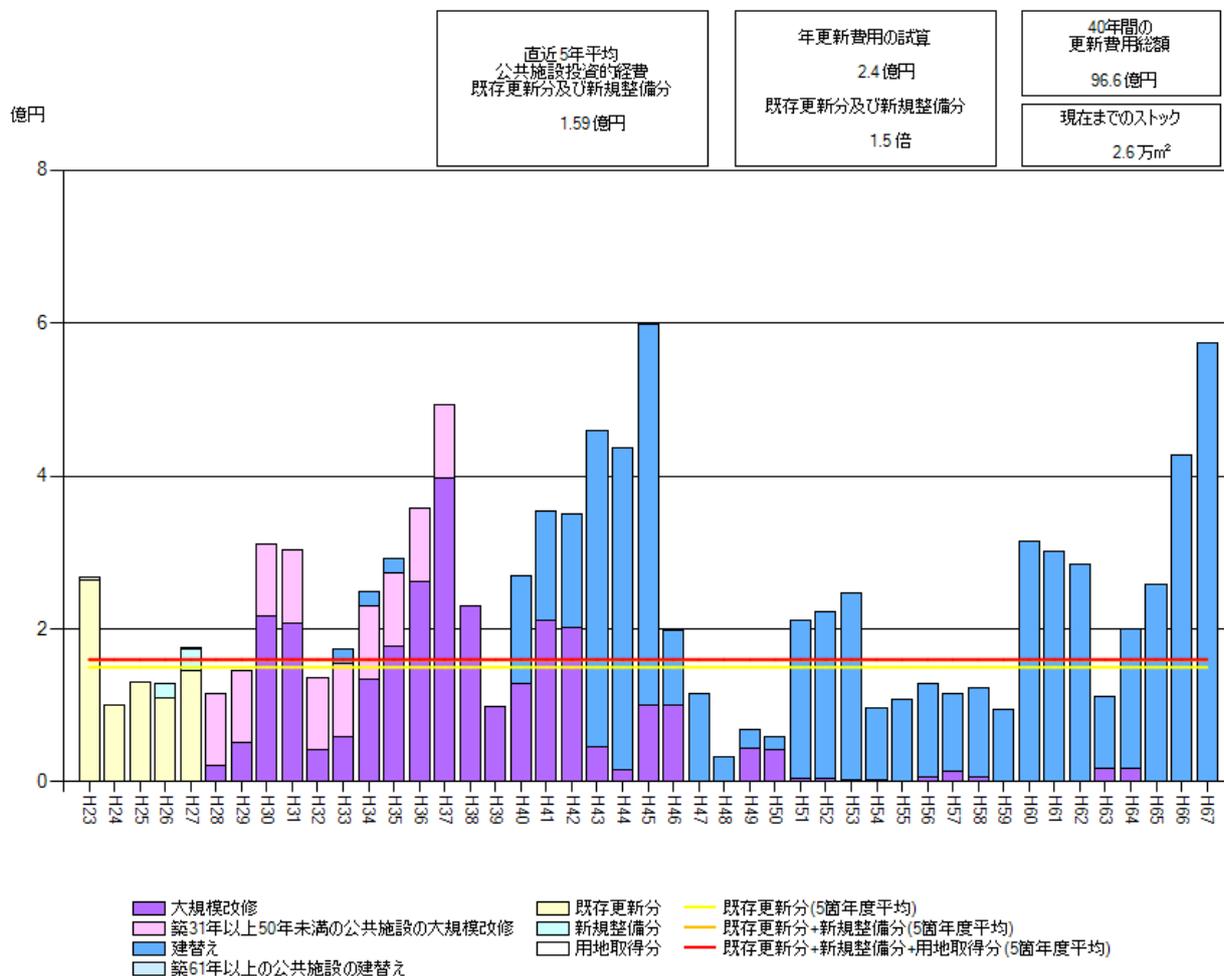
公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
文化系、社会教育系、産業系施設、医療施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等、公園		17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
総面積あたり		448千円/㎡	
P C 橋、RC 橋、石橋、その他		425千円/㎡	鋼橋 500千円/㎡
上水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	114千円/m	～200mm以下	100千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	～250mm以下	103千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	～300mm以下	106千円/m
下水道			
管 径			
～250mm未満	61千円/m	251～500mm以下	116千円/m
501～1,000mm未満	295千円/m	1,001～2,000mm以下	749千円/m

(2) 公共建築物の将来の更新費用の推計

大規模改修は建設後 30 年、建替えは建設後 60 年と仮定して、公共建築物について、今後 40 年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約 96.6 億円となります。

今後 40 年間の年平均では約 2.4 億円となり、過去 5 年間の公共建築物に係る投資的経費の平均 1.59 億円の約 1.5 倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加や生産年齢人口の減少による村税の減収が想定される中、全ての公共建築物を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、難しい状況と考えられます。

◆ 図表 4-6 公共建築物の将来の更新費用の推計

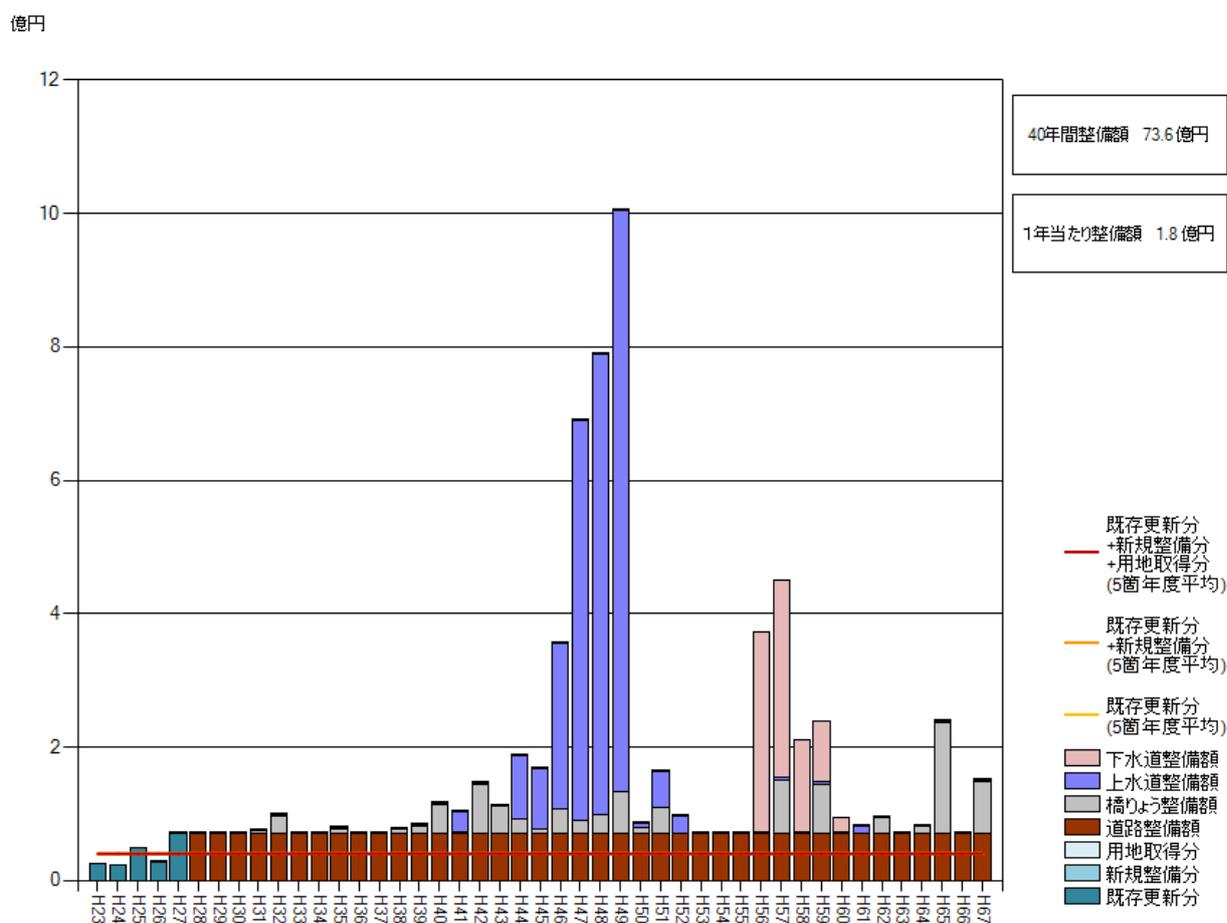


(3) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間、このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に必要なコストを、公共建築物と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では 40 年間で 73.6 億円、年平均で 1.8 億円となり、過去 5 年間のインフラ施設に係る投資的経費の平均 0.4 億円の 4.5 倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化などが必要となります。

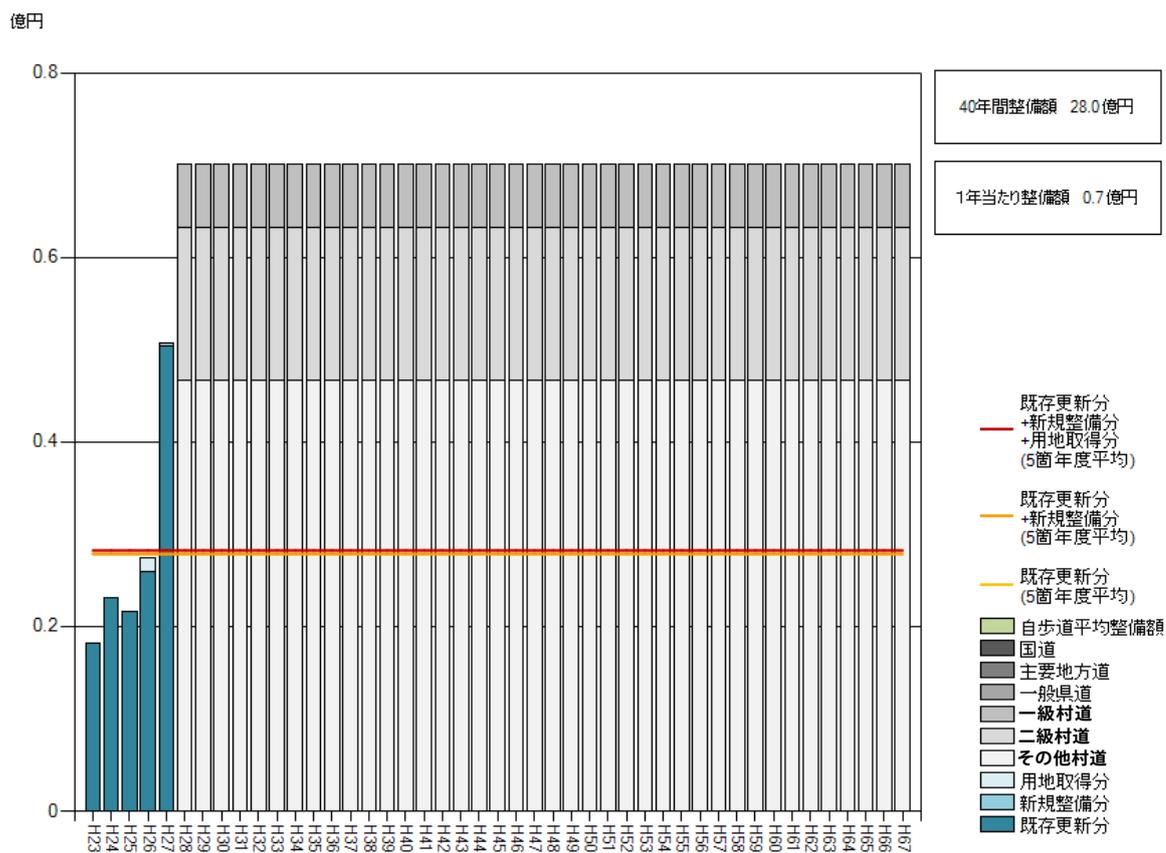
◆ 図表 4-7 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア. 道路

舗装の耐用年数を 15 年と仮定して、村道面積（22.4 万㎡）を更新年数の 15 年で割った面積を、1 年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後 40 年間に必要となる更新費用の総額は約 28.0 億円となり、40 年間の平均では年間約 0.7 億円となります。

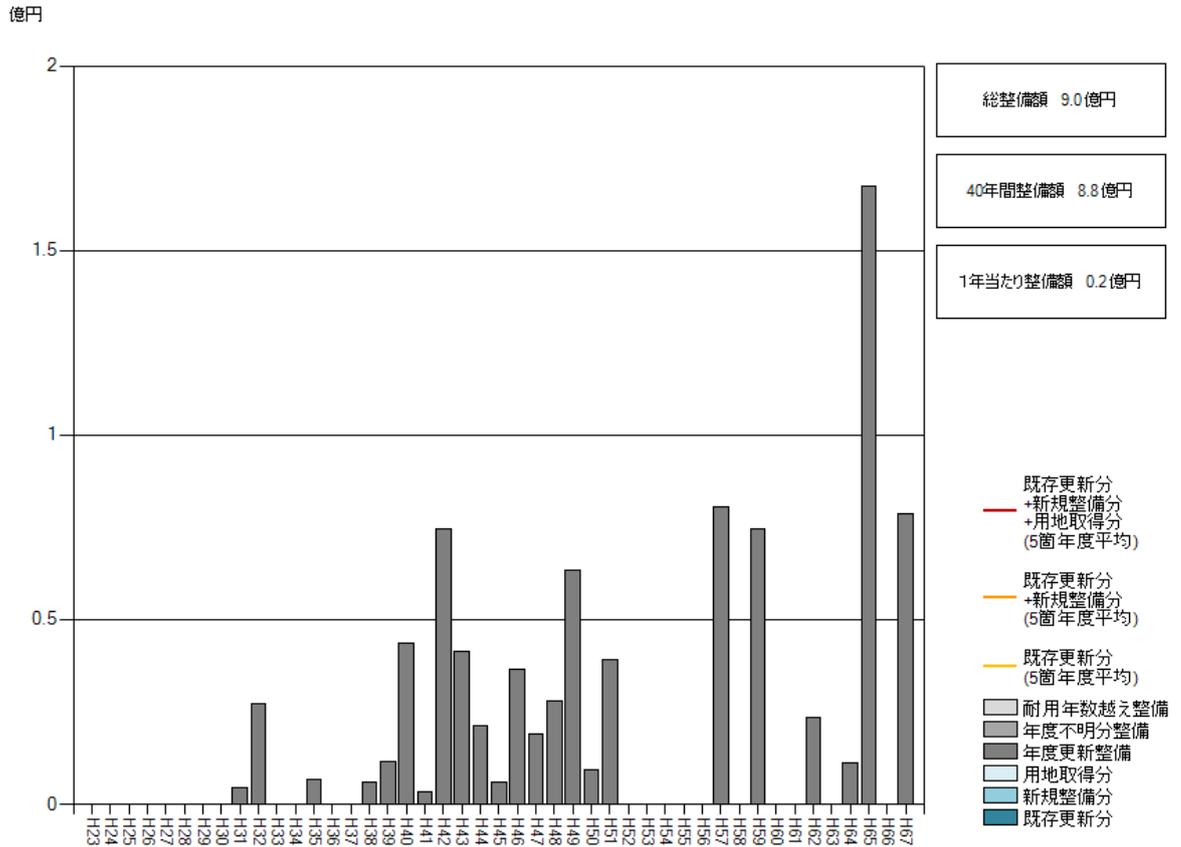
◆ 図表 4-8 総面積による村道の将来の更新費用の推計



イ. 橋りょう

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、現状規模のまま更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約9.0億円、今後40年間の整備額では約8.8億円となり、40年間の平均は年間約0.2億円となります。

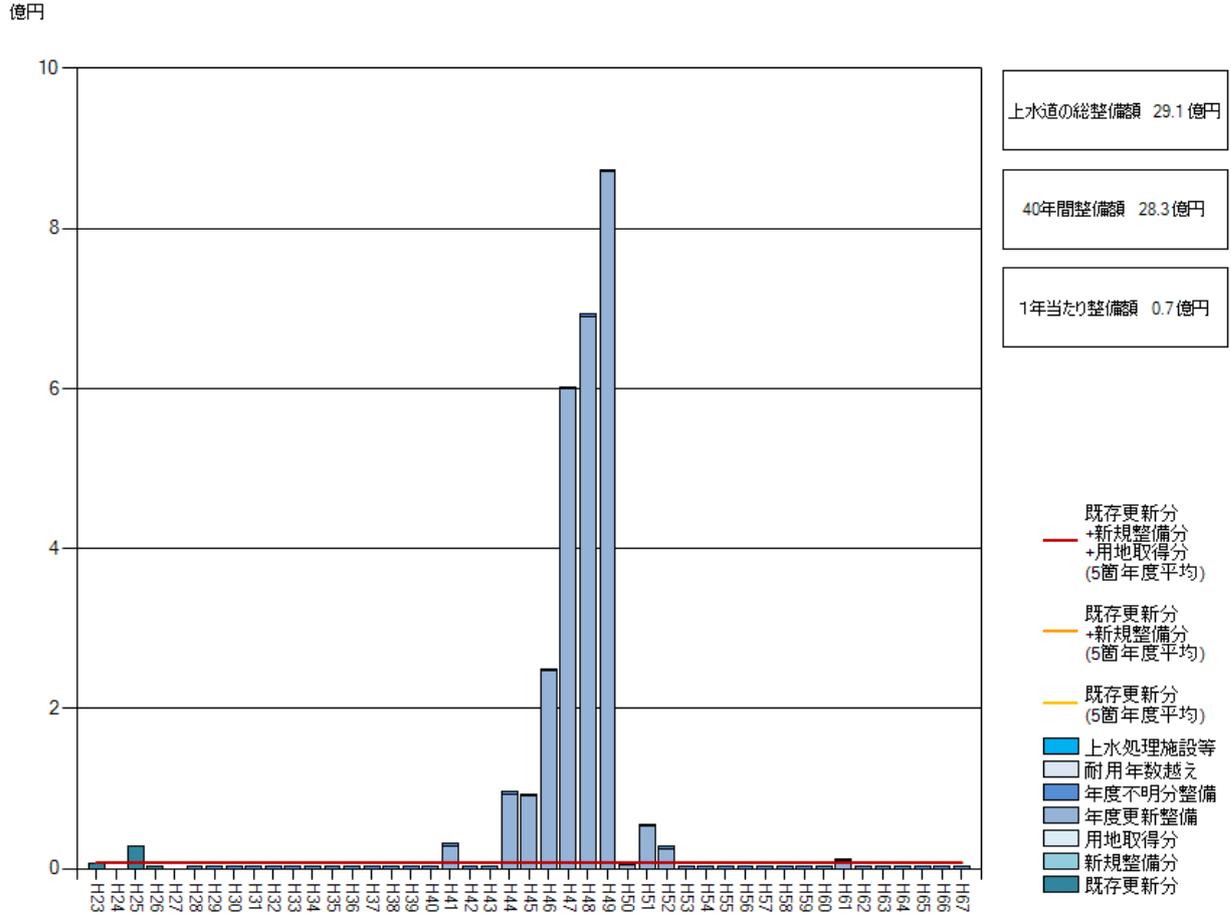
◆ 図表 4-9 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



ウ. 上水道

上水道の耐用年数を40年と仮定して、村が管理する上水道管総延長について、現状規模のまま更新（布設替え）費用を試算した結果、総額は約29.1億円、今後40年間の整備額では約28.3億円となり、40年間の平均では年間約0.7億円となります。

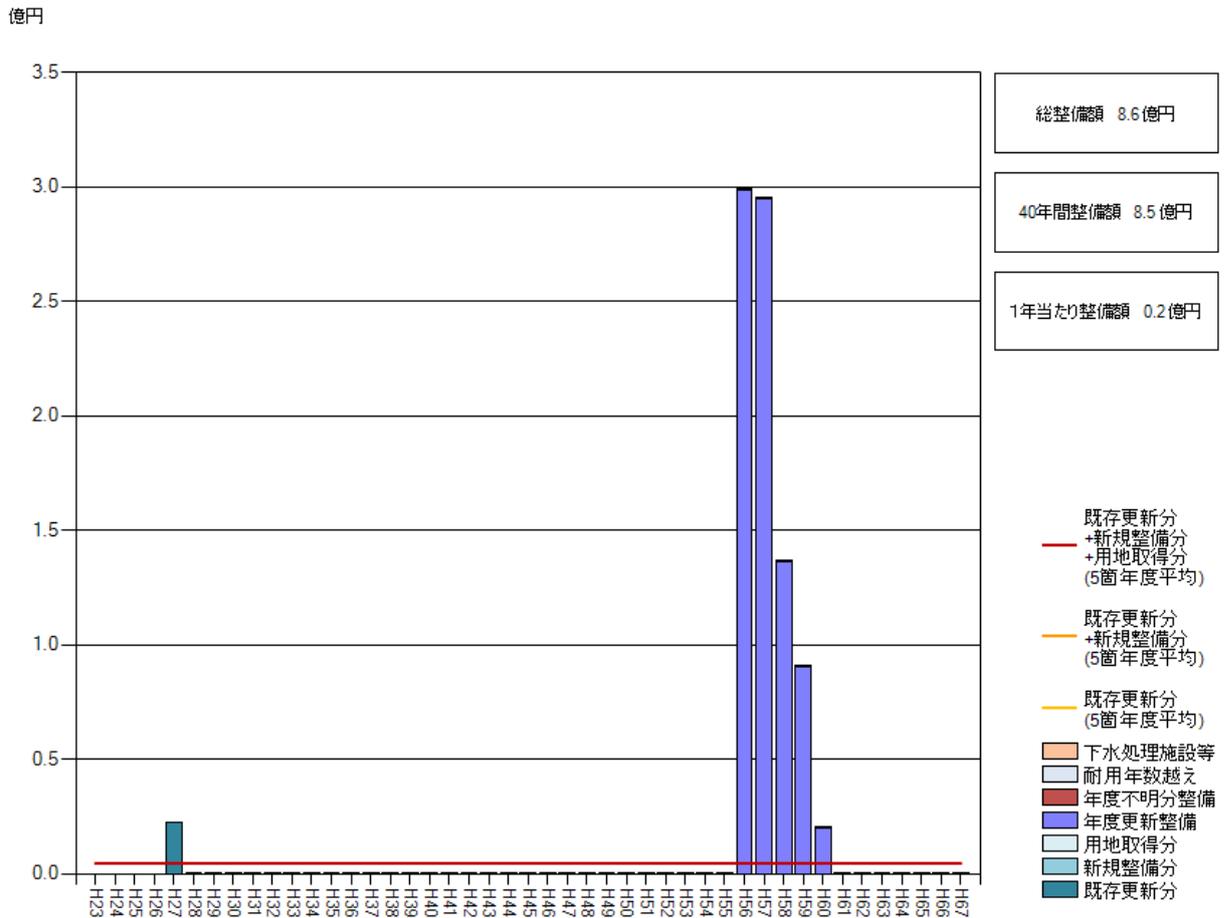
◆ 図表 4-10 上水道管の将来の更新費用の推計



エ. 下水道

下水道の耐用年数を50年と仮定して、村が管理する下水道管総延長について、現状規模のまま更新費用を試算した結果、総額は約8.6億円、今後40年間の整備額では約8.5億円となり、40年間の平均では年間約0.2億円となります。

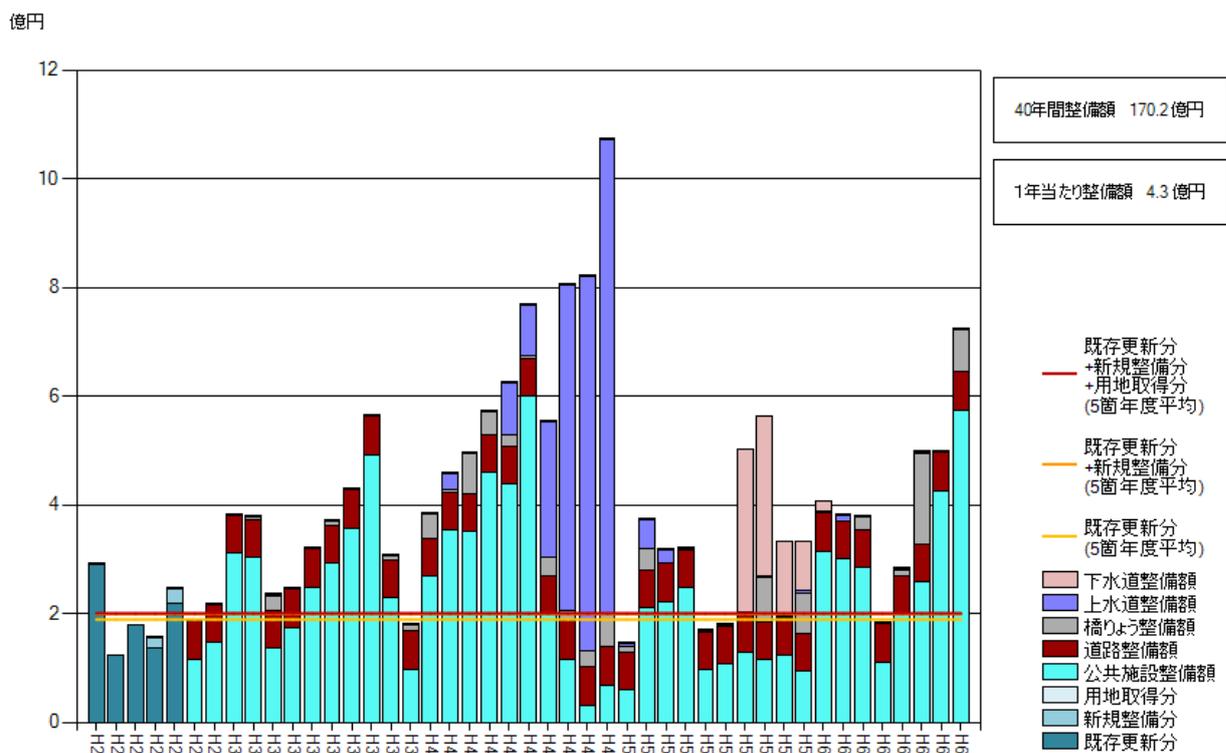
◆ 図表 4-11 下水道管の将来の更新費用の推計



(4) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は 40 年間で 170.2 億円、年平均で 4.3 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約 2.2 倍になります。

◆ 図表 4-12 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）



◆ 図表 4-13 更新費用の推計

種別	過去 5 年実績 (単年平均 A)	更新費用の推計		倍率 B / A
		40 年累計	(単年平均 B)	
公共建築物	1.59 億円	96.6 億円	2.4 億円	1.5
道路	0.28 億円	28.0 億円	0.7 億円	2.5
橋りょう	0.00 億円	8.8 億円	0.2 億円	—
上水道	0.07 億円	28.3 億円	0.7 億円	10.0
下水道	0.05 億円	8.5 億円	0.2 億円	4.0
インフラ施設	0.40 億円	73.6 億円	1.8 億円	4.5
合計	1.99 億円	170.2 億円	4.3 億円	2.2

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算では、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、上・下水道等のインフラ施設の更新に必要な費用総額が、過去5年間の公共施設等に係る投資的経費の平均額を上回る結果となっています。

現状の公共建築物の保有面積は約2.6万㎡で、村民一人当たり44.65㎡を保有しており、過去5年間における村民一人当たりの投資的経費は、年平均276,522円です。現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると平成42年には一人当たり475,248円となり、実質的に現行の約1.7倍の負担となる計算になります。

また、インフラ施設においても増加する傾向にあり、道路については、仮に今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみとしても、一人当たり年間維持更新費は48,696円から138,614円、橋りょうでは39,604円、上水道では12,174円から138,614円、下水道では8,696円から39,604円にまで負担の増額が必要となります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。本村の橋りょうについては、「売木村橋梁長寿命化修繕計画」を平成24年度に策定し、長寿命化への取組みを行っていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-14 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推 計		倍率 B/A
		平成27年 (2015)	575人	平成42年 (2030)	505人	
種 別		単年平均		単年平均		
		過去5年実績	1人あたりA	今後40年	1人あたりB	
投 資 的 経 費	公共建築物	1.59億円	276,522円	2.4億円	475,248円	1.7
	道 路	0.28億円	48,696円	0.7億円	138,614円	2.8
	橋りょう	0.00億円	0円	0.2億円	39,604円	—
	上 水 道	0.07億円	12,174円	0.7億円	138,614円	11.4
	下 水 道	0.05億円	8,696円	0.2億円	39,604円	4.6
合 計		1.99億円	346,087円	4.3億円	851,485円	2.5

注1：平成27年（2015年）度の人口は平成27年国勢調査人口による。

注2：平成42年（2030年）人口は売木村人口ビジョン（人口将来展望）による。

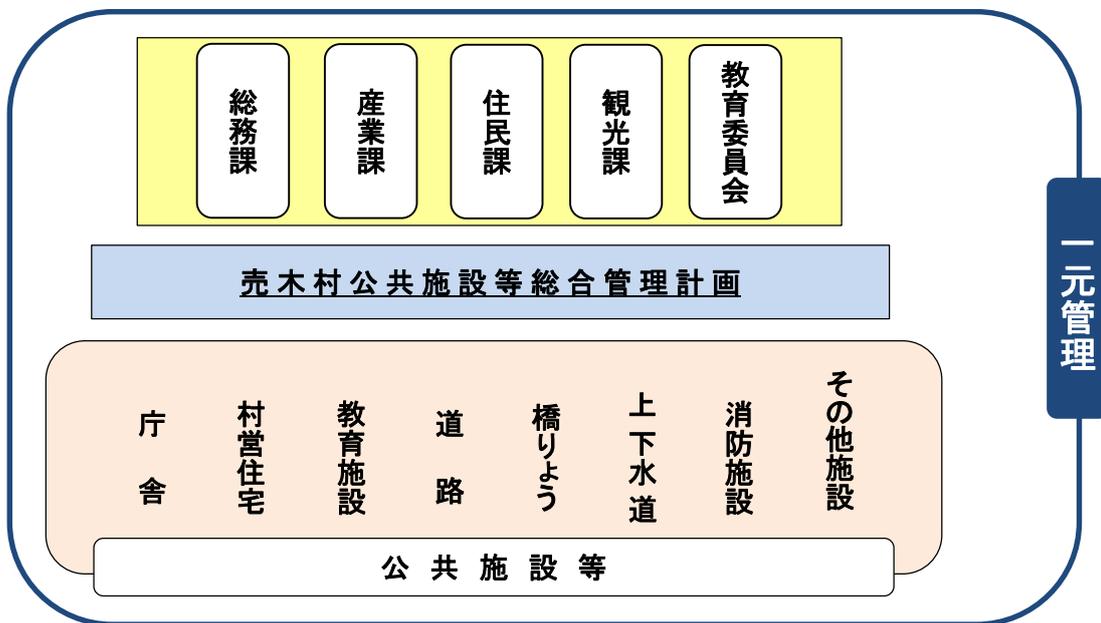
注3：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-1 施設管理の一元化（イメージ）



2 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、年少人口・生産年齢人口・老年人口の比率の変動に伴い、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 品質の適正性

本村の公共建築物は、既に建設から 30 年以上経過している施設も多いため、老朽化や機能低下が懸念されます。これから施設の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新などの対策が必要となります。

③ コスト（財務）の適正性

本村では、今まで住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、財政状況や予算規模から、現在保有している公共施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難な状況であると想定されます。

このため、公共施設等のあり方や必要性について、利用需要や費用対効果などの面から総合的に評価を行うとともに、人口減少や社会構造の変化を踏まえ、将来的な村民のニーズを把握、政策の適合性などを加味し、必要なサービス水準を確保しつつ総資産量の適正化を図り、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

3 公共施設等の管理の基本目標

(1) 公共建築物

公共建築物を新設する際には、既存施設を廃止、または、複合化、集約化をするなど施設の保有総量の縮減に取り組みます。また、費用対効果を考慮し、単独施設の新規の整備については必要性等を十分に検討するものとします。

また、建設から一定期間を経過した施設は、適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるもので、利用状況や長期の活用が見込まれない場合は廃止し、取り壊しを行うこと基本とします。

公共施設等の長寿命化は、トータルコストの削減や平準化の観点からも推進する必要があるため、本村では、「建築物の耐久計画に関する考え方」（一般社団法人日本建築学会）による目標耐用年数の考え方や他自治体の事例を参考とし、今後の公共建築物の目標耐用年数を図表 5-4 のとおりに定めます。

◆図表 5-2 目標耐用年数

用途 \ 構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	木造	軽量鉄骨造
学校・庁舎	60年	60年	40年
上記以外		40年	

(2) インフラ施設

道路や橋りょう、上・下水道管等のインフラ施設については、日常生活における重要性や種別ごとの特性を考慮し、中長期的な視点に基づくそれぞれの整備計画等も踏まえ、総量の適正化を図ります。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなどし、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図ります。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

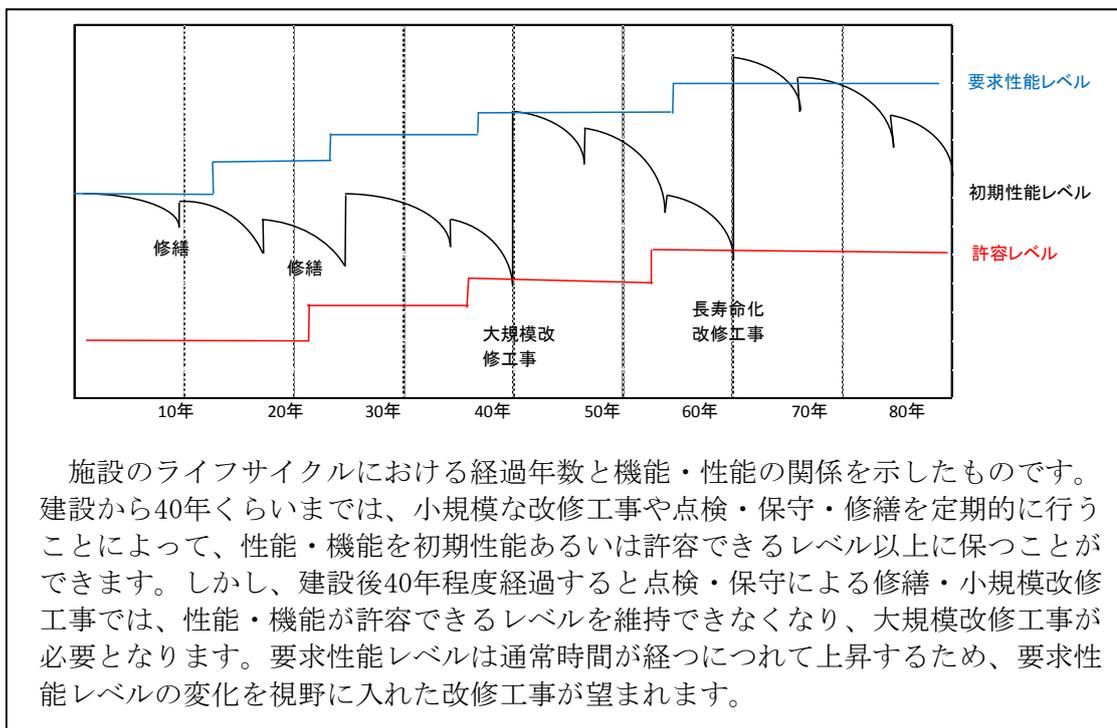
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用、効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、財政事情を勘案し、優先順位の高い順に引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「売木村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆ 図表 5-3 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するため、各所管課間で情報共有を図りながら、全庁横断的な推進体制を構築して本計画に取り組みます。

また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

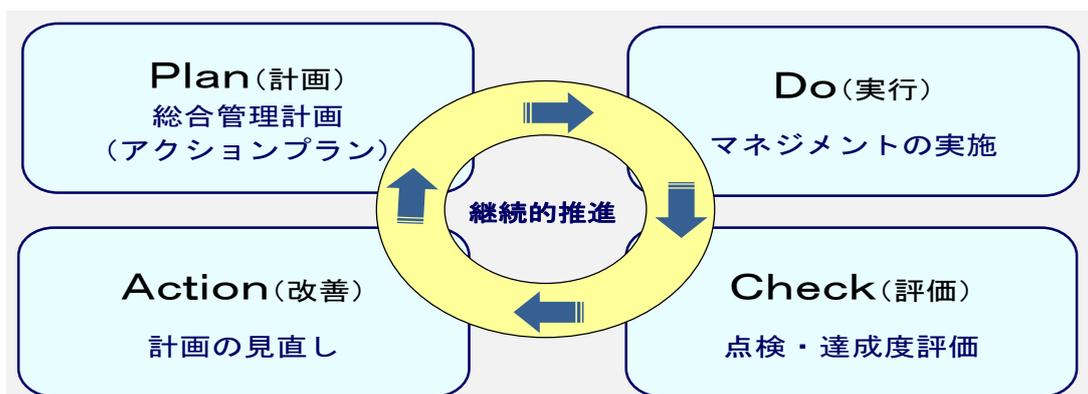
計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

5 フォローアップの実施方針

本計画の進捗状況等についてPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民へ公表します。

◆図表 5-4 PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物の施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域に生活改善センターや売木村文化交流センター等を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	集会施設	施設数	6 施設	延床面積	702.98 m ²
対象施設	厚生施設、長下生活改善センター、岩倉生活改善センター、南二生活改善センター、南一集会センター、軒川体験センター				
区分	文化施設	施設数	2 施設	延床面積	1,568.10 m ²
対象施設	売木村文化交流センター、郷土文化保存伝習館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設は、南二生活改善センター、郷土文化保存伝習館で、いずれも耐震化が実施されていないことから、定期的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命化を図ります。また、20 年以上が経過している軒川体験センターについても、今後 10 年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>文化系施設は、昭和 50 年代から 60 年代に建設されたものが多く、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、ふるさと資料館を保有しています。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館等	施設数	1 施設	延床面積	230.01 m ²
対象施設	ふるさと資料館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設として売木村ゲートボール施設を、レクリエーション施設・観光施設として自然休養村管理センター、こまどりの湯などを保有しています。

施設の多くが建設されてから 30 年以上が経過しているため、老朽化等により大規模修繕等が必要となった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性などを勘案して、総量抑制方策を検討します。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	1 施設	延床面積	520.83 m ²
対象施設	売木村ゲートボール施設				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	10 施設	延床面積	4,514.47 m ²
対象施設	自然休養村管理センター、こまどりの湯、ふるさと館、グラウンドゴルフ場、村民憩の家、小鳥の森、岩倉キャンプ村、白樺高原キャンプ場、岩倉体験工房、岩倉ダムキャンプ場公衆便所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。</p> <p>旧耐震基準で建設された建物を有する施設は、自然休養村管理センター等の 5 施設で、いずれも耐震化が実施されていないことから、定期的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(4) 産業系施設

産業系施設として就業施設、産業振興事業所を保有しています。就業施設及び産業振興事業所については、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 産業系施設の保有状況

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	2施設	延床面積	991.18 m ²
対象施設	就業施設、産業振興事業所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。</p> <p>就業施設、産業振興事業所は、耐震化が実施されていないことから、定期的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村は、小中学校及び小中学校プールを各 1 施設、農山村体験交流施設、保育所、児童施設を各 1 施設保有しています。小中学校校舎については、平成 2～4 年に大規模改修、平成 21 年に耐震工事を実施しています。小中学校の宿直公使室については、建設されてから 30 年以上が経過、小中学校屋内体操場と保育所は間もなく築後 30 年を迎えるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	2 施設	延床面積	5,144.78 m ²
対象施設	売木小中学校(校舎、屋内体操場等)、売木小中学校プール				
区分	その他教育施設	施設数	1 施設	延床面積	716.62 m ²
対象施設	農山村体験交流施設				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1 施設	延床面積	356.92 m ²
対象施設	売木村保育所				
区分	幼児・児童施設	施設数	1 施設	延床面積	82.37 m ²
対象施設	売木村子育て支援センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。</p> <p>生徒、児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の耐震化を優先的に進めます。</p> <p>旧耐震基準で建設された施設は、売木小中学校の宿直公使室で、耐震化が実施されていないことから、定期的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>小中学校の宿直公使室、屋内体操場と保育所は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>生徒、児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p>					

(6) 保健・福祉施設、医療施設

本村では、高齢福祉施設を2施設、医療施設を1施設保有しています。

売木村国保直営診療所については、建設されてから30年以上が、また、売木村デイサービスセンターは20年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設・医療施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	2施設	延床面積	1,415.56㎡
対象施設	売木村デイサービスセンター、生活支援ハウス				
医療施設					
区分	医療施設	施設数	1施設	延床面積	203.04㎡
対象施設	売木村国保直営診療所				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。医療施設については、維持修繕にかかる費用を軽減するため、継続的な点検・診断を実施します。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p>					

(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから 30 年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他の施設も今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	1,364.73 m ²
対象施設	売木村役場(庁舎、車庫等)				
区分	消防施設	施設数	4 施設	延床面積	220.13 m ²
対象施設	消防本部詰所、消防 1 分団詰所、消防 2 分団詰所、岩倉ポンプ置場詰所				
区分	その他行政系施設	施設数	1 施設	延床面積	6.62 m ²
対象施設	村民グラウンド倉庫				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。</p> <p>旧耐震基準で建設された施設は、役場庁舎、消防本部詰所、消防 1 分団詰所で、耐震化が実施されていないことから、定期的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性を検討し、施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>今後、各消防詰所のあり方について検討します。</p>					

(8) 公営住宅

本村が管理する公営住宅のうち、建設されてから 30 年以上が経過しているものは、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。20 年以上が経過しているものも、今後 10 年以内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-8 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区分	公営住宅	施設数	37 施設	延床面積	3,999.24 m ²
対象施設	簡易住宅、長下住宅、軒山住宅、地岳住宅、萩原住宅、大牧住宅、岩倉住宅、松葉住宅、与助住宅、大牧単身住宅、大牧住宅、定住促進萩原住宅、与助定住住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>旧耐震基準で建設された施設は、萩原住宅 7 号～12 号、13 号、14 号で、耐震化が実施されていないことから、定期的な劣化診断等を行い、耐震化の必要性と存続を検討し、存続の場合は施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合等推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、新設が必要となる場合に建替えを実施することにより、安全で安心な公営住宅の供給を推進します。</p> <p>なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する公営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。</p>					

(9) その他（供給処理施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他（供給処理施設含む）					
区分	供給処理施設	施設数	4 施設	延床面積	579.17 m ²
対象施設	簡水第1浄水場、簡水第2浄水場、第2減圧槽、農業集落排水処理施設				
区分	その他	施設数	17 施設	延床面積	3,055.70 m ²
対象施設	旧温泉ホテル、医師住宅、ブナノ嶺牧場管理棟、藪地住宅2号、藪地教員住宅、萩原教員住宅、せせらぎ荘、前川荘、前川荘、中央教員住宅、南二教員住宅1号、南二教員住宅2号、源泉ポンプ室、観光住宅、岩倉栗園管理休憩舎、釣堀管理休憩舎、下り沢河川公園トイレ、落合河川公園トイレ、他				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握していきます。</p> <p>小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。</p> <p>また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。</p> <p>その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

2 インフラ施設の施設類型ごとの方向性

(1) 道路

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

(2) 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「売木村橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。災害時等の地域の孤立を防ぐため、生活道路及び避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を優先的に進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「売木村橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

(3) 上下水道

上下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

(4) 農林業施設

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

売木村公共施設等総合管理計画

平成29年3月

発行者 長野県下伊那郡売木村総務課

〒399-1689

長野県下伊那郡売木村 968 番地 1

TEL 0260 (28) 2311

FAX 0260 (28) 2135